

# 旧 O M A A 査定規定抜粋

## 検査（査定）規定

この規定は、出品車に対する検査（査定）の定義及び、査定評価目安を定めたものである。

第3条【修復歴（事故歴）車の定義】……以下「事故車」（評価点表示はA点）

1. 「事故車」の定義…交通事故やその他の災害等により、自動車の骨格部位等を交換、又は修正・補修したものの。
2. 事故車（A点）の基準及び細則  
（但し、凹みや歪みが大きい等でボディ強度が落ちると判断できる場合はO M A Aの判断で下記基準に優先して事故車扱いとする）

### ラジエーターコアサポート [ ボンネットタイプ車 ]

原則として、溶接止め、ネジ止めを問わず、単独での交換・補修歴・歪は事故歴とはしないが、隣接する骨格部位にも波及している場合は事故歴車とする場合がある。

### ボディサイドシル [ ボンネットタイプ車 ]

アウターパネルの交換や補修跡のみは事故歴とはしない。

裏側のインナーパネル（骨格部位）まで波及している場合、交換・補修歴・歪は原則として事故歴車とする。但し軽微な凹み、歪みの場合は事故歴車とはしない。

フロントフェンダーと一体型のインサイドパネル（ネジ止め）が交換・補修されている場合は他の骨格部位に波及している場合のみ事故歴とする。

### フロントパネル [ キャブタイプ車 ]

フロアパネル等、骨格部位に波及していない限り、交換・補修跡・歪みは事故歴としない。

### クロスメンバー

溶接止めクロスメンバーは、スリ凹み程度は事故車としないが、大きく歪んでいる場合は事故車とする。

ネジ止めの場合の交換・補修跡等は事故歴としない。

但し、隣接する骨格（パネル）に波及があれば事故歴とする。

### トランクフロア（リヤフロア）パネル

交換・補修歴・歪みは事故歴とする。

スペアタイヤハウス単体の凹み。補修歴・歪みは事故歴としない。

### ルーフパネル…軽微な凹み・歪みは事故車としない。

交換歴・交換要と判断できる損傷等は事故車とする。

ボディ強度が落ちると判断できるような大きな凹み、補修跡は事故車とする。

「天井」の骨格部分に補修跡がある場合は事故車とする。

### フロアパネル

交換・補修歴・歪みは事故車とする。

### ピラー

交換・補修歴・歪みは原則として事故車とする。

但し、表側と裏側2枚重ねで形成されるピラー、及びドア取付け支柱については、表側のパネルのみに軽微な歪み・凹みがある場合は事故歴車としない。

### フレーム及びサイドメンバー

交換・補修歴は事故車とする。

フレームの歪みは原則として事故車とするが、ボディ強度に殆ど影響が無いと思われる、軽微な歪み・凹みは事故歴としない。

下からの突き上げ凹みは程度により事故車とする場合がある。

### ダッシュパネル

交換・補修歴・歪みは事故車とする。

## リヤタイヤハウス

リヤフェンダー及びサイドパネルの内側部分は、インナーに当たるので交換・補修歴・歪みは事故車とする。

## 貨物車のキャビン、リヤボディ

事故により交換されている場合は事故車とする。

## ボディ修正機によるクランプ跡

車体にボディ修正機によるクランプ跡があれば、原則として事故車扱いとする。但し、コアサポート、ステップ、ラジエターシェル、エンドパネルに存在する修正機クランプ跡は、近接する骨格部位に波及していない限り事故車扱いとはしない。

## 事故歴扱い部位の擦り傷

事故歴扱いとする部位で、事故によらない擦り傷がある場合は事故車としない。

## 事故歴扱い部位の腐食

腐食により事故歴扱い部位を交換した場合、及び事故歴部位が腐食していることにより、ボディ強度が落ちると判断される場合は事故車扱いする。

3. 落札後、「事故車である」旨の申し立てを行った場合でも、OMA Aの事故車基準にそぐわない場合は事故車であるとは認めない。

評価点	評価点採点基準
8点	登録後6ヶ月以内で、走行100km以内。無傷、無加修。
7点	登録後1年以内で、走行1000km以内。無傷、無加修。
6点	走行1000km～の車両で無傷、無加修。
5点	軽微な内外装の加修があるもの。軽微な内外装の加修をすることにより6点に準ずるもの。
4.5点	内外装1箇所程度のキズ、凹み等を加修・交換(外装パネル)することにより展示可能である車両。内外装1箇所程度の加修・交換(外装パネル)歴がある車両。
4点	加修・外装パネル交換済みで良好なもの。数箇所にキズ凹み、錆があり、軽い加修を要するもの。内装に少々の汚れ、コゲがあるもの。
3.5点	明らかに板金・補修を要す小凹み・キズが数箇所あるもの。全体的に洗車キズ程度のキズが多く、多少塗装アセ気味のもの。
3点	全体的に色ボケがある車両。内装の補修が数箇所に渡り必要な車両。溶接止めのリヤフェンダーが交換されているもの。大小の凹み・キズ・錆があり、数箇所の補修を要するもの。再塗装が必要なもの。
2点	全体的に腐食傾向があるもの。商品化に大幅な加修が必要な車両。粗悪車。
A点	第3条参照